

○オンラインによる登記事項証明書の送付の請求の運用の変更について

平成19年4月の不動産登記規則等の一部改正により、請求先の登記所が管轄する物件だけでなく、コンピュータ化された他の登記所の物件の登記事項証明書をオンラインにより請求することが可能となる。

(1)オンラインによる登記事項証明書の送付請求の請求パターン

オンライン 請求先 登記所		請求 パターン	請求することができる物件	
現在	甲登記所 (オンライン庁)	No. 1	甲登記所 (オンライン庁) の物件	
		変更後 甲登記所 (オンライン庁)		No. 1
No. 2	乙登記所 (オンライン庁) の物件			
No. 3	丙登記所 (非オンライン庁) の物件			
No. 4	甲登記所 (オンライン庁) の物件			乙登記所 (オンライン庁) の物件
No. 5	甲登記所 (オンライン庁) の物件			丙登記所 (非オンライン庁) の物件
No. 6	乙登記所 (オンライン庁) の物件			丙登記所 (非オンライン庁) の物件
No. 7	甲登記所 (オンライン庁) の物件			乙登記所 (オンライン庁) の物件

○オンラインによる登記事項証明書の送付の請求の運用の変更について

平成19年4月の不動産登記規則等の一部改正により、請求先の登記所が管轄する物件だけでなく、コンピュータ化された他の登記所の物件の登記事項証明書をオンラインにより請求することが可能となる。

(1)オンラインによる登記事項証明書の送付請求の請求パターン

オンライン 請求先 登記所		請求 パターン	請求することができる物件	
現在	甲登記所 (オンライン庁)	No. 1	甲登記所 (オンライン庁) の物件	
		変更後 甲登記所 (オンライン庁)		No. 1
No. 2	乙登記所 (オンライン庁) の物件			
No. 3	丙登記所 (非オンライン庁) の物件			
No. 4	甲登記所 (オンライン庁) の物件			乙登記所 (オンライン庁) の物件
No. 5	甲登記所 (オンライン庁) の物件			丙登記所 (非オンライン庁) の物件
No. 6	乙登記所 (オンライン庁) の物件			丙登記所 (非オンライン庁) の物件
No. 7	甲登記所 (オンライン庁) の物件			乙登記所 (オンライン庁) の物件

オンライン請求先登記所である甲登記所に対して、自庁の物件の他に、オンライン庁である他登記所(乙登記所)やオンライン庁ではない他登記所(丙登記所)の物件についても請求することができるようになる。上記のNo.1からNo.7のパターンで請求することができるが、①請求先登記所での自動受付処理→②登記事項証明書や宛先用紙等の印刷(手数料の電子納付後)→③手続終了指示の請求先登記所側での処理の流れに変更はない。